

独立行政法人自動車技術総合機構の「審査事務規程第72次改正案」に関する意見照会結果取りまとめ（第2回）

令和8年3月25日

No.	団体名等	分類	意見	理由	コメント
1	軽自動車検査協会	4-4 (3)	これまで違和感を持ちながら適合判断していたものを明確に整理いただきありがとうございます。一方、これまでと同様の方法で受検してきた者に対して本内容を周知するお知らせペーパー等を作成する予定はございますでしょうか。	前回検査と判定が異なることに対する説明等を行なう際の負担軽減にもつながると考え、お知らせペーパー等作成予定があるかの確認です。	当該規定に係るお知らせペーパー等の作成予定はありません。
2	国土交通省	4-4 (3) ①	その他の車体の外形に馴染まないものを、自動車の外側の表面に取り付ける等の胡乱的な状態であるとき ↓ その他の車体から突出している物を自動車の外側表面に取り付ける等、取り外される事が疑われる状態であるとき	胡乱など、通常使用しないような表現は使用しない方がよいと考えます。言葉が難しすぎて、相手に理解を得られづらいと思われます。また、胡乱という表現が法律用語としてはふさわしくないという意見もあります。	意図的に特徴的な表現を用いていますので原案のままとさせていただきます。
3	国土交通省	4-4 (3) ①	添付画像のような、タイヤが突出しないようにパイプやプラスチック板を取り付けている物は、適合しない物とする扱いになる認識でよいのでしょうか。 	確認です。 寸法として幅で扱われる部分であり、オフロード車でタイヤ突出の改善方法としてかなりの車両がすでにあると思われるため。 馴染まないや胡乱的な状態の判断については見る人間によっては判断が異なると思われます。この状態でも車に興味が無い一般市民が見た場合、胡乱な状態と感ずるのではないのでしょうか？ある程度の例示は必要と考えます。不適切な補修ができた当時のような内部向けのQAを作成するなど。	個々の自動車の状態で判断するものであり、装置等の素材や形状で一概に判断するものではありません。
4	国土交通省	4-4 (3) ①	二輪自動車において、添付画像のような長いバックレストまたはシートを備えた状態であった場合は、胡乱的な状態と判断するのでしょうか。 	確認のため。	個々の自動車の状態で判断するものであり、装置等の素材や形状で一概に判断するものではありません。
5	軽自動車検査協会	4-4 (3) ①	自動車の長さ、幅及び高さに影響を及ぼす ↓ 自動車の長さ、幅又は高さに影響を及ぼす	原案のままですと、長さ、幅、高さすべてに影響を及ぼすものしか排除できないと思ひます。	ご意見のとおり修正しました。
6	国土交通省	4-4 (3) ②	ビス留め等で装置が取り付けられていても、一時的な取り付け等の疑いがあると検査官が判断した場合は、合理的な説明がない場合は審査中断にできるということでしょうか？	確認です。	検査後に取外される一時的な取り付け等の疑いがあり、受検者から当該構造の合理的な理由が説明されないときには審査を中断することを規定したものです。

7	軽自動車検査協会	4-5-1 (1)	次の内容を規定してはいかがでしょうか。  保安基準第58条の3の規定による認定を受けた自動車については、認定に際して採用された製作年月日	複数台申請の場合であって、認定に係る基準の適用の有無が、採用された製作年月日と現車のFMVSSで異なる場合に、不要な制限等を課す印象を与えるおそれがあるため、提案です。	当機構の基準適合性審査時における自動車の製作年月日は、現行の4-5-1の規定により取扱います。
8	軽自動車検査協会	4-26 (3)	④として次の内容を規定してはいかがでしょうか。  FMVSSラベルがないもの又はFMVSSラベルの表示が不鮮明なもの	複数台申請の場合にあつては、認定に際して代表の1台以外のラベルは確認されないため、提案です。	FMVSSラベルが棄損していることをもって必ずしも審査を中断しなければならないとは限らないため、ご提案の内容は規定しないこととします。
9	国土交通省	5-3-15 (1) 14.	第1回意見照会にて、改造自動車審査番号を通知するとのコメントを頂きました。 指定工場の検査員やユーザーが改造内容を確認したい場合、車検証に記載されている改造自動車審査番号から当該改造内容を確認する方法はあるのでしょうか。	確認です。	現在も自動車検査証に記録された改造通知書番号から直接改造内容等を確認することはできないため、状況は変わりません。
10	軽自動車検査協会	7-54-1 (7) 他	「窓ガラスに亀裂が確認できないもの」の判断について、いわゆる飛び石等でガラスに傷があっても亀裂が無くガラスの視認性に問題がなければ基準に適合するという理解でよいか。	検査の判断の指標となるため確認です。	ご意見を踏まえ修正しました。
11	日本自動車車体工業会	7-116-2 (2) ②他	第1回の意見照会の回答No. 67、69に記載されている「必ずしも3分の2を超えるものでなければならないとの規制強化ではありません。」のとおり、はしご車やブーム付作業車の特殊装置（梯身体、ブーム）部は、これまでどおり塗装色に関係なく、今回の改正内容には影響しないという考えでよいか。  	側面：梯体は銀色、ブームは白や黒などとなり、面積の対象に含めると3分の2を確保できない可能性が高い。 前面：はしご車において、バスケット裏面が半分近くの面積となり、3分の2の目安を確保できない。 上面：塗装された部分が梯体・バスケット・ブームが主となり3分の2の目安の確保はできない。   	「車体の塗色の大部分の塗色が①に規定する塗色」として取扱えるものを例示したものです。 これに該当しない場合には、細目告示第75条第3号（第153条第3号）の基準に適合するといえる理由をご説明ください。
12	軽自動車検査協会	別添2 3.2. (5) [自動車の種類]	①から⑤まで ↓ 次の①から⑤まで	提案です。	ご意見のとおり修正しました。
13	日本自動車車体工業会	別添2 3.2. (5) [自動車の種類]	①～⑤に当てはまる変更をする場合は、検査登録型式に「改」が付されるのでしょうか。	確認です。	①から⑤までに掲げる改造は、改造自動車の届出対象に該当しないものを列記したもので、型式に「改」は付与しません。
14	複数	別添2 3.2. (5) [自動車の種類] ④	類別区分番号に設定されているものに限る。 ↓ 類別区分番号に設定されているものに限る。	誤記と思われます。	ご意見のとおり修正しました。
15	日本自動車車体工業会	別添2 3.2. (5) [自動車の種類] ④	ここでいう同一型式の「型式」とは、検査登録型式でしょうか、または指定自動車型式、多仕様自動車型式でしょうか。	確認です。	いわゆる「検査登録型式」を示しています。

16	日本自動車車体工業会	別添2 3.2.(5) [自動車の種類] ④	「許容限度が当該改造自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限る」理由を示してください。	別の検査登録型式で決裁を受けている仕様であり、保安基準に適合しているものに変更する場合、許容限度の大小が、改造に該当する・しないの判断基準になるのは、妥当でないと考えること、基本的な考え方を確認したいです。 また、赤字の「に」が抜けています。	許容限度が小さい類別区分番号の自動車に設定されている装置を用いた場合、堅ろう性が担保できているかどうかが不明なためです。
17	国土交通省	別添2 3.2.(5) [自動車の種類] ⑤	乗用自動車又は車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車の改造であって、 ↓ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車又は車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車の改造であって	乗用自動車の定義が曖昧なため。	新規検査等書面審査要領において既に用いている言葉であるため、原案のままとします。
18	軽自動車検査協会	別添2 3.2.(5) [自動車の種類] ⑤	乗用車又は車両総重量3.5t以下の貨物自動車に限定したのであれば動力伝達装置、走行装置及び連結装置も追加してはどうか。	自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により当該改造自動車に取付けるために設計・製作されたものに限るのであれば、緩衝装置のみとする必要はないと思慮します。	第1回意見照会及びパブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、除外対象を見直したものです。
19	軽自動車検査協会	別添2 3.2.(5) [自動車の種類] ⑤	動力伝達装置、走行装置及び連結装置を除外した理由をご教示ください。	左記のとおり。	第1回意見照会及びパブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、除外対象を見直したものです。
20	軽自動車検査協会	別添2 3.2.(5) [自動車の種類] ⑤	3.5トン以下の ↓ 3.5t以下の	他の箇所と書きぶりを揃えてはいかがでしょうか。	再考しましたが原案のままとさせていただきます。
21	軽自動車検査協会	別添2 3.2.(5) [自動車の種類] ⑤	特種自動車における改造の取扱いについての記載がないため、「※「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。」と追記してはいかがでしょうか。	特種自動車についての取扱いが読み取れないため、提案です。	ご意見のとおり修正しました。
22	軽自動車検査協会	別添2 3.2.(5) [自動車の種類] ⑤	乗用自動車はカテゴリを限定しないということでしょうか。	貨物自動車は「N1カテゴリ」に限定されていますが、乗用自動車は「M2、M3カテゴリ（いわゆるバス）」も含むように読めるため、確認です。	ご意見を踏まえ修正しました。
23	軽自動車検査協会	別添2 3.2.(5) [自動車の種類] ⑤	第1回意見照会コメントにおいて、「今回の見直しは、自動車部品の【交換】を想定したものとありますが、同一型式内に2WDと4WDの設定がある場合、4WD→2WDのようにドライブシャフトやプロペラシャフトを取り外すだけの変更は、ここで言う【交換】に含まれるのでしょうか。	2WD→4WDは、「同一型式内の装置を取付方法を変更することなく用いたもの」であれば改造に該当しないと読めます。 一方、装置の取り外しを交換に含めない場合、4WD→2WDのように同一型式内の仕様への変更であれば、装置を取り外しただけだと改造に該当するというのは、申請者に対して納得できる説明ができないと考えます。 「同一型式内の仕様へ変更した場合」も、「同一型式内の装置を取付方法を変更することなく用いたもの」として定義していただきたい。	具体的に想定されているものが不明ですが、当該規定に合致するものであれば改造自動車の届出の対象とはしません。
24	軽自動車検査協会	別添2 3.2.(5) [補足説明] ②イ	フレーム部分 ↓ 車枠部分	修正が必要ではないでしょうか。	当該部分は意図的に仮名で表現しています。
25	日本自動車車体工業会	別添2 4.2.(1)	別添4の4.2.(1)①、②、③にありました改造内容にかかわらず、今後は新規検査を受検する事務所等（別添2 4.2.(1)、代表届出の場合は、地方検査部又は沖縄事務所）に届出書等を提出するとの認識で間違いなかったでしょうか。	確認です。	そのとおりです。
26	軽自動車検査協会	別添2 別表第2 1.	次に掲げる車枠の変更を ↓ 次に掲げる変更を	第1回意見照会の修正漏れと思われる。	ご意見のとおり修正しました。

27	軽自動車検査協会	別添2 別紙25. 2.	第1回意見照会新旧対照表25. 2. (5)が削除されましたが、これに該当する改造については、別添2本文4. 1. の添付資料のうち改造部分の強度検討書が「○」であるため、強度検討書（または説明書等）は必要となるが、安全率は検討を要しない、という理解でよいでしょうか。	確認です。	強度検討の方法について、強度計算を行うのか、論理的に説明するのは届出者が選択するものと認識しています。
28	日本自動車車体工業会	別添2 第1号様式（その2）	現在の「新規事前届出書作成ソフト」のバージョンでは、「型式」項目に「改」の入力ができないため対応をお願いします。	届出書作成業務上の要望です。	ご指摘のとおり、現在の「新規事前届出書作成ソフト」のバージョンでは型式の項目に「改」の入力ができませんので、「改」を除いた標準車の型式のみを入力してください。
29	日本自動車車体工業会	附則	附則1. に「ただし書き」が追加され、改造自動車の取扱いに係る規定については令和8年10月1日からの施行が明示されています。附則2. は、必要でしょうか。「当分の間」としていながら令和8年9月30日までに改造自動車届出書が提出された分となっているため疑問に感じました。	確認です。	令和8年10月1日以降も令和8年9月30日までに交付した改造自動車審査結果通知書を活用するために規定しています。
30	日本自動車車体工業会	附則2.	「当分の間・・・」以下の表現はここで伝えるべき内容ではないと考えます。 「令和8年10月1日以降届出分は、改正後の改造自動車の取扱いとなる」、がここで伝えるべき内容と考えますが、いかがでしょうか。	「当分の間・・・」の表現により、少し時間がある印象になりますが、半年後に変わるということ伝えるべき、と考えます。	令和8年10月1日以降も令和8年9月30日までに交付した改造自動車審査結果通知書を活用するために規定しています。
31	日本自動車車体工業会	附則2.	改正後の規定では「改」が付されませんが、改正前の規定では「改」を付される仕様の車両を令和8年9月30日までに届出した場合、改正前・改正後どちらの規定が適用されるかは、届出者の申告に従っていただけるのでしょうか。	確認です。	令和8年9月30日までに交付した改造自動車審査結果通知書の提示があった場合に限り、改正前の改造自動車の取扱いに係る規定により取扱います。
32	軽自動車検査協会	改造自動車届出制度の見直しに係る取扱い	別添2の3. 2. (5) ①～⑤により改造自動車に該当しないものは、算定燃費値取得済証は有効として扱う認識でよいでしょうか。	確認です。	これまでと同様に、原動機、動力伝達装置、走行装置及び燃料装置に関し型式に「改」が付記される自動車を排ガス燃費影響装置等に変更があるものとして取扱います。
33	日本自動車車体工業会	第1回意見照会 No. 91	技術的要件の審査をした場合は、なぜ対象から外れるのでしょうか。	確認です。	技術的要件の審査を行うために引き続き事前書面審査の対象とすることをご説明したものです。
34	日本自動車車体工業会	第1回意見照会 No. 92	「自動車の装置の製作を業とする者」「自動車部品の製作を業とする者」の定義はいかがでしょうか。申告すれば、「これらの業とする者」と認められるのでしょうか。	確認です。	規定している言葉のとおりです。なお、4-12-2 (11) に規定したとおり、自動車部品の由来が不明な場合には受検者に資料の提示を求めることとします。